

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	再生利用認定制度対象品目の拡大(木質バイオマス等)	都道府県名	宮城県
		提案事項管理番号	1058020
提案主体名	みやぎ未来バイオ合同会社		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	廃掃法第9条の8及び第15条の4の2
制度の現状	<p>廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>他の廃棄物を混入しないオガ粉・チップ材・パーク材等の木質バイオマス(以下「木質バイオマス」と略記)を再生利用認定制度の認定対象廃棄物に加える。もしくは、同制度同等の措置(処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置できるようにする)をとる。ないし、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」に指定する。これにより、バイオマスエネルギーの利活用促進に資する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今日の原油価格の高騰に伴い、重油由来の熱エネルギーを用いる各事業体においては、経済的打撃を被る中、他方では、木質バイオマスの熱源利用の取り組みが見られる。この取り組みは一部の大規模な施設を有する事業体において顕著であり、小規模な事業体においては浸透していない。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と略記)における産業廃棄物処理に係る各種許可申請が一つの障壁になっていると考えられる。弊方においては、木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているパーク材を、トマトのハウス栽培の熱源として利用することを検討しているが、前述と理由を同じくして実現に支障をきたしている。</p> <p>再生利用可能でありながら産業廃棄物の対象となる品目については、平成9年度の廃掃法改正により再生利用認定制度に指定され、規制緩和措置が敷かれている。しかしながら、木質バイオマスについては、廃棄物の再生利用に係る特例制度(廃掃法第9条の8及び第15条の4の2)の中で、「認定の対象となる廃棄物」に指定されておらず、また、「認定の基準」の4には、「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと」とあり、現状、認定対象とは成り難いところである。これは、熱利用中の焼却工程において発生するダイオキシンを懸念してのことと思われるが、物の性状や排出状況の定期的な確認と報告を義務付けることにより、その発生を未然に防ぐことが可能であり、環境生活の保全上支障をきたすものではない。また、本法の上記による規制の緩和は、カーボンニュートラルエネルギーの導入を促進するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の厳格な要件に該当する再生利用に限って業の許可及び施設の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。御提案の、木質バイオマス熱源利用(熱回収)する場合は、そもそも「再生利用」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生利用」に熱回収まで含めると、廃棄物処理の優先順位(①発生抑制、②再利用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理)に沿った処理が確保できなくなるおそれがあることから、特例制度としては再生利用までが適当とされているものである。</p> <p>専ら再生利用の目的となる廃棄物については、当該廃棄物が確実に再生利用されるものであることが前提であるところ、木くず等については現状において不法投棄・不適正保管等の不適正処理がなされることが頻発しており、確実に再生利用されているとは言えないこと、かつそもそも木質バイオマスの熱源利用は再生利用には当たらないことから、これを専ら再生利用の目的となる廃棄物と扱うことはできない。</p> <p>また、廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものではないことから、木質バイオマス熱源利用の場合に、廃棄物処理法における許可制度の適用外とすることはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>現在、焼却処分されている産業廃棄物を有効に活用するという意義があるものと考えますが、提案を実現するという観点からも提案者がどのような方法を取りうるのか、回答の中で明確にされたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>御回答のうち「木くず等については(中略)確実に再生利用されているとは言えないこと」については、以下の3点を条件として、業の許可・施設設置の許可等において、特区として認定されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱回収利用に当てるものを、県内で排出されるパーク材へ限定する(※)。 ・あらかじめ回収先を県知事あて申請することとし、あらたに追加する場合においても変更申請することとする。 ・月ごとの回収量・焼却量を計測・記録し、この結果を毎年1回、都道府県知事に報告する。 <p>※ 別紙の「背景3」を参照のこと</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	
<p>御提案の内容については、必要な許可を取得していただければ実施可能なものと考えられる。再生利用認定制度は、広範囲から相当量の廃棄物を収集し、再生利用することをもって廃棄物の減量に資するような再生利用について、全国を活動の範囲とできるよう、都道府県知事の許可ではなく環境大臣の認定による廃棄物処理に係る規制の特例と位置付けられているところである。このため、対象廃棄物については、適正な再生利用が確実に行われるものを個別に定めることとしており、御提案の廃棄物については前回回答のとおり当該制度の対象とすることは困難である。</p> <p>専ら再生利用の目的となる廃棄物の対象品目については、当該品目全体が確実に再生利用されるものであることが前提であり、前述のとおり木くず等については品目全体として確実に再生利用されているとは言えず、これを対象とすることはできない。</p> <p>なお、廃棄物処理法においては、都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられており、御提案の内容については特区によるまでもなく都道府県知事の判断により実施可能である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>仮に提案者が有償で木くずを買い取る場合には、廃棄物としてではなく「有価物」として扱われ、廃棄物処理法の適用を受けず、提案主体の意図が事実上実現できると解してよいか、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し —
<p>御提案における木くずが有価物と判断されれば、廃棄物処理法の適用対象外となる。ただし、当該物の引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等事業全体として引渡し側に経済的損失が生じている場合は、廃棄物の収集運搬に当たり、同法が適用されることとなる。</p> <p>なお、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものである。有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断する上での一つの簡便な基準にすぎず、廃棄物処理法の規制を免れるため恣意的に有償譲渡を偽装する場合等も実際に見られるため、有償譲渡がなされていたとしても有価物と判断できない場合がある。</p>			

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定区域内に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用除外の申請	都道府県名	兵庫県
		提案事項管理番号	1071010
提案主体名	谷仲林業株式会社		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第7条6、第7条第10項第3号、第14条、第14条6第14条10項第1号、第16条
制度の現状	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>官・民開発行為、維持作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を山林の一定区域に堆積備蓄し自然堆肥化処理およびそれを促進させるための実験研究を行うに当たり、その備蓄・実験林場区域に対して、その際に抵触する「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の非適用特区を申請する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容</p> <p>官民開発行為、維持管理作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を提案者個人の所有地及び借地である山林の一定区域に搬入し、それらを有価物として搬出名義人より購入し堆積備蓄することにより堆肥化処理をする事業を行う。その生成堆肥は提案者が以前より個人事業として従事していた有機シキミ栽培(添付写3)の肥料として用いる。</p> <p>また、当事業と併行して被伐採物の堆肥化を酵素により生物化学的に促進させる研究も行っていく。</p> <p>提案理由(下記の各項目の詳細は別紙添付書類に記す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採草木根処分における著しい低コスト化とロハス化が可能。 ○ 神仏花栽培用の堆肥が確保できる。 ○ 地域における雇用促進につながる。 ○ 草木根の堆肥化促進の研究開発の実験場になる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、廃棄物処理法で適正な処理を担保しているものであり、こうした可能性は御提案のような場合であっても廃棄物としての性質はかわるものではないことから、同法の対象外とすることは適当でない。</p> <p>なお、廃棄物を使用して、営利を目的とせず学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行うもので、都道府県知事が当該試験研究計画の提出を受け適正な試験研究に該当すると判断した場合は、廃棄物処理を業として行うものではないため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可は不要である(平成 18 年 3 月 31 日環廃産発 060331001 号通知)。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>廃棄物の不適正な処理に関する事件が後を絶たないこともあり、貴省の懸念も理解できるが、提案者の実施したい事業には一定の意義もあり、実際、過去においても「シキミ」の栽培において相当の実績を挙げている。</p> <p>構造改革特別区域基本方針にあるように、「実現するためにはどうすればいいか」という視点で、提案者がどのような手続を踏めば、提案を実現できるのかについて、回答の中で明確にお示し頂きたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	
<p>御提案の被伐採草木根類が、有価物として取引されているのであれば、廃棄物に該当しない可能性がある。廃棄物である場合には、前述のとおり、廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有することから廃棄物処理法で適正な処理を担保しているものであり、こうした可能性は御提案のような場合であっても廃棄物としての性質はかわるものではないことから、同法の対象外とすることはできず、被伐採草木根類を処理する場合には廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置に係る許可を取得する必要がある。</p> <p>ただし、同法においては、排出事業者自らが廃棄物を処理する場合は廃棄物処理業の許可を不要としており、御提案の場合においても、当該被伐採草木根類の排出事業者自らがその処理を行う場合は、廃棄物処理業の許可は不要である。</p> <p>また、廃棄物を使用して、営利を目的とせず学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行うもので、都道府県知事が当該試験研究計画の提出を受け適正な試験研究に該当すると判断した場合は、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可は不要である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	



13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	使用する燃料に伴う「廃棄物焼却炉」の適用除外	都道府県名	長野県
		提案事項管理番号	1045010
提案主体名	個人、個人		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7 ・ダイオキシン類特別措置法第12条 ・大気汚染防止法第6条
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>きのこ使用済み培地を利用した燃焼ボイラー施設について、「廃棄物焼却炉」の適用から除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>きのこ殺菌用及び加温ボイラーとして利用することにより、全国一のきのこ生産量を誇る長野県において、化石燃料の代替燃料としての有効利用、使用済み培地の効率的利用を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>きのこ栽培に使用する培地はコーンコブやオガコなど有機由来原料を主としており、燃焼による環境負荷への影響が小さいと史料される。</p> <p>しかし、燃焼した場合には「廃棄物焼却炉」の適用を受けることとなり、農家段階での有効利用の妨げとなっている。</p> <p>使用済み培地を規制から除外し、現状のまま燃焼してきのこ培地の殺菌用やハウス栽培の加温用ボイラー燃料として利用できれば、きのこ生産に伴うコスト軽減や資源の有効利用を図ることができ、環境配慮や生産振興につなげることができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>「『廃棄物焼却炉』の適用を除外」の具体的内容が定かでないが、使用済み培地を焼却する施設に対する規制となり得る規定を有する法律として、下記のものと考えられる。各法に定める規制の適用に関する考え方は次のとおりである。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <p>廃棄物処理法が、廃棄物について規制を及ぼしているのは、廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることによるものであり、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものではない。</p> <p>したがって、環境配慮や生産振興という観点であっても、廃棄物に該当する「使用済み培地」を焼却する施設について、廃棄物処理法の対象外とすることは適当でない。</p> <p>【ダイオキシン類対策特別措置法】</p> <p>ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類を発生・排出する施設の適切な管理を担保する必要がある。</p> <p>したがって、環境配慮や生産振興という観点であっても、廃棄物に該当する「使用済み培地」を焼却する施設について、ダイオキシン類対策特別措置法の対象外とすることは適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>いわゆる廃棄物処理法において、廃棄物の処理施設であっても、一定程度の規模までのものについては許可なく設置することができることとなっているが、設備の構造基準については一律に守ることとされていると理解してよいか。</p> <p>提案者の意見にもある通り、一般農家等がクリアするには非常に負担になる場合が多いと思われるため、許可の不要な小規模な施設については、構造基準の緩和ができないか検討されたい。緩和が適当でないのであれば、その具体的根拠について示していただきたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度回答をお願いする。</p>		
提案主体からの意見	<p>きのこの使用済み培地が廃棄物であり、それを燃焼する施設について法の対象から除外できないことについては理解するものの、一般廃棄物焼却炉として設置する場合の許可や構造上満たさなければならない基準は(別紙参照)、一般農家がクリアするには設備投資が多額となることや事務的な煩雑さを伴い、非常に負担になると思われる。</p> <p>一般廃棄物処理を業としている者を含めた許可基準を一律適用するのではなく、きのこ使用済み培地を燃焼する場合については、環境保全上の支障がないと思われる範囲で、適用除外できる項目のご検討をお願いしたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>再検討要請中の「設備の構造基準」が廃棄物処理法上のいかなる基準を指しているのかが、必ずしも明らかではないが、同法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準を指しているのであれば、当該基準は、同法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設にのみ適用されるものであり、これに該当しない施設(1時間当たりの処理能力が200kg未満又は火格子面積が2㎡未満の焼却施設等)については適用されない。</p> <p>いずれにせよ、廃棄物処理法が、廃棄物について規制を及ぼしている理由は、前回回答のとおりであり、申請者の負担軽減という観点から規制を緩和することは適当でないことから、御提案を認めることは困難である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
--------	--	--	--

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県名	兵庫県
		提案事項管理番号	1093070
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	自然公園法第13条第3項第1号 自然公園法施行規則第11条第11項第11号、第13号及び第33号
制度の現状	<p>平成16年度より以下のとおり基準を明確化。</p> <p>①特別保護地区地区、第1種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。</p> <p>②風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>③風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>④野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>⑤風力発電施設の色彩、形態が周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>⑥風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地整理がなされることとなっていること。</p> <p>⑦風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>⑧支障木の伐採が僅少であること。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。</p> <p>このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>環境省は、平成 16 年に国立国定公園内における風力発電施設の設置のあり方について基本的考え方を取りまとめ、それに基づき風力発電施設の審査基準を明確化した。基本的考え方では、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ区域指定された国立・国定公園においては、財産権の尊重や国土の開発その他の公益との調整に留意しつつも、人為的な影響を極力抑制し、自然景観の保護と生物多様性の保全を主として考えることを基本としている。</p> <p>国立・国定公園の自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組みの両立を図るためには、現行の審査基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要がある。構造改革特区による基準の緩和は認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体の意見をもとに、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>温室効果ガス排出量の削減対策が進まない状況において、風の条件のよい場所に風力発電施設を設置することは有効な対策のひとつであり、公的な使命を負った施設として、その公益性を高く評価すべきと考えられる。</p> <p>また、自然公園区域であっても、風車は他の工作物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特殊性をもつため、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>風力発電施設が地域へのエネルギー供給や地球温暖化防止への寄与という公益性を有することは認められるとしても、なお、国立・国定公園外において、クリーンエネルギーによる各種取組の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な公益性が認められるものとは判断できない。</p> <p>優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。</p> <p>風力発電施設の設置は大規模な土地の改変や風車による景観の変化を伴うことから、国立・国定公園の風致景観に大きな影響を与え、場合によっては当該地の公園たる資質を損なうおそれがある行為であると認識している。</p> <p>国立・国定公園においては、このような前提のもと風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために、平成 16 年に風力発電施設の設置等に係る許可基準を定め、個々の案件ごとに慎重に検討していくこととしている。</p> <p>よって、貴県の提案は認められない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>京都議定書で約束したわが国の温室効果ガス排出量の削減が一向に進まない中、可能な限りのあらゆる温暖化対策を講じていく必要がある。</p> <p>このような状況において、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進すべきと考えられる。</p>			

自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

Ⅲ

優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。

風力発電施設の設置は大規模な土地の改変や風車による景観の変化を伴うことから、国立・国定公園の風致景観に大きな影響を与え、場合によっては当該地の公園たる資質を損なうおそれがある行為であると認識している。

国立・国定公園においては、このような前提のもと風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために、平成 16 年に風力発電施設の設置等に係る許可基準を定め、個々の案件ごとに慎重に検討していくこととしている。

よって、貴県の提案は認められない。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉 の煤塵濃度測定頻度の緩和	都道府県名	大分県
		提案事項管理番号	1035050
提案主体名	大分コンビナート立地企業連絡協議会		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	大気汚染防止法施行規則 第15条第3号 イ、ハ
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉の煤塵測定は、大気汚染法施行規則第15条第3号ハの規定により、およそ1回/2ヶ月の頻度で行うことが定められている。</p> <p>これをガス専焼ボイラーと同じく(大気汚染法施行規則 第15条第3号イ)、1回以上/5年にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>石油精製及び石油化学プラントで用いるガス専焼炉(例:エチレンプラントの分解炉)の燃料は水素、LPGを主体としたクリーンなガスであり、未燃物がなく、ガス専焼ボイラーと同様に煤塵の発生は考えにくく、過去のデータでも裏付けることができる。</p> <p>したがって、煤塵の測定頻度もガス専焼ボイラーと同等でよいと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>大気汚染防止法では、工場又は事業場に設置される施設で大気の汚染の原因となるばい煙を発生し、及び排出するものをばい煙発生施設として定め、現在33の施設を規定し、種々の規制を行っている。</p> <p>そのうち、ばいじんの規制については、33のばい煙発生施設を用途或使用燃料から58の施設に分類し、それぞれについてばい煙中の排出基準及び測定頻度が定められている。</p> <p>石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉は、大気汚染防止法施行令別表第一の七項に規定されている「石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉」に該当する施設であり、燃料の種類を問わずその用途において、運転管理によってはばいじんによる大気汚染が生じる可能性がある施設と規定されているところであり、測定頻度の緩和を行うことは、適当ではないと考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>提案者の使用しているガス専焼炉については、クリーンなエネルギーのみを用いており、データ上も煤塵による大気汚染の可能性が少ないと考えられるため、5年に1度の測定でよいと分類されるものと同等に扱うなど例外的に緩和措置を取ることができないか、もしくは分類の見直しを行うことができないか検討されたい。</p> <p>また、前回の貴省回答において示されているのは、現行法令上の分類と説明等であり、提案者が求めていることや示しているデータを検討した上での回答とはなっていないため、今回は右の提案主体からの意見や参考資料も踏まえて、真摯に検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>要望する設備が「石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉」に分類されることは承知している。しかし、このカテゴリーに分類される施設の煤塵発生の可能性は同一でない。今回提案したガス専焼のエチレンプラントの分解炉は、5年に1度の測定でよいと規定される「ガス専焼炉」と構造的に類似しており、燃料はクリーンであり煤塵の発生は考えにくい。本要望は煤塵発生の可能性の低い施設の測定頻度緩和を求めるものであり、再検討願いたい。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>測定頻度は施設の種類ごとに、汚染物質排出の潜在的な可能性等を勘案した結果設定されるものであり、一施設が良好な運転状態にあるからといって、特区として例外的な措置をとることはできない。</p> <p>また、分類の見直しについては、現時点では、石油精製及び石油化学プラントで用いるガス専焼炉について、提案者のいう提案理由を客観的に確認できる状態にはないため、直ちにガス専焼ボイラーと同等の測定頻度とすることはできない。</p> <p>なお、近年、大企業を含め大気汚染防止法に基づく測定結果の改ざん等公害防止上不適切な事案が続き、社会的にも関心が高まっているところ、事業者による測定のあり方についても、法に基づく排出基準遵守の徹底の観点から、よりの確なものとするのが求められている状況である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>提案者は、水素やLPGを主体としたクリーンなガスを使用すると言っているが、本提案における問題点は、具体的にどこにあるのか。提案主体が使用しているガスの構成(成分)に問題があるのか、あるいは、提案主体が提示したデータのサンプル数又はその測定方法に問題があるのか、問題の所在を明らかにするとともに、問題となる理由についても併せて回答されたい。</p>				
---	--	--	--	--

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

提案主体の当該施設とガス専焼ボイラーとは使用用途が全く異なるため、運転状況や運転管理も異なり、同等の扱いができるものではない。加えて、提案主体が提示している測定データは一施設の一回のデータであり、全国に設置されている当該施設と同様の施設の運転状況や当該施設の長期間における排出ガス濃度の変動を把握することができないため、測定頻度の緩和について提示されたデータから客観的に判断することはできない。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	気象計の気象検定対象の除外事項の新設	都道府県名	愛知県
		提案事項管理番号	1092010
提案主体名	愛知県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省 環境省
根拠法令等	大気汚染防止法第 22 条 気象業務法第 6 条、第 9 条
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>大気汚染防止法第 22 条に基づき都道府県知事が実施する大気汚染常時監視における気象観測機器について、気象業務法第 9 条に基づく検定の対象から除外する措置を講じてもらいたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大気汚染防止法に基づき実施する大気汚染常時監視の内、風向風速などの気象観測は、著しい大気汚染の状態の継続性の確認や現象の解明のための資料を得ることを目的として行っているものであり、これに基づき気象の予報や警報を発令するものではなく、また、広く一般に提供する義務があるものでもない。</p> <p>従って、気象予報や警報を発令するために用いるものではない気象観測機器に対しては、気象業務法による 5 年ごとの検定を受けなくてもよいこととされたい。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検を実施するとともに、定期的にメーカーによる機器点検を行っているため、検定を受けなくても支障はない。 ○ 本県その他、県内の政令指定都市及び中核市が設置している風向風速計も検定が義務づけられており、相当額の経費がかかっている。ちなみに57局を有する本県の場合、5年ごとに必要な気象検定には、検定料は低額であるが、業者の作業費を含めると、1台あたり約50万円ほどの経費がかかるため、一年に10台、500万円以上の経費がかかることとなり、予算確保に支障が生じている。これが除外となれば、別の優先課題の予算として利用できる。 <p>【代替措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染常時監視における気象観測データについて、「公表されると社会的混乱を招くおそれがある。」との弊害については、公表する場合に「気象検定を受けていない機器による測定データであるため、参考値としてください。」との注意書きを添えることにより防ぐことができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当該機器の検定対象からの除外については、気象業務法を所管する気象庁の判断によるものとする。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利 事業を実施する特定非営利活動法人に限定する	都道府県名	沖縄県
		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	県民の手による不発弾の最終処分を考える会		

規制の所管・関係省庁	環境省 防衛省
根拠法令等	
制度の現状	<p>契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定。</p>

求める措置の具体的内容	<p>沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(制度の現状) 不発弾の最終処分は、ロンドン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により委託先を選定することとしている。</p> <p>(提案理由) 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できない。20万人を超す大量殺戮の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなどと言うのは言語道断であり、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものである。不発弾の最終処分事業により得た対価は、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法人が実施する難病児救命の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。</p> <p>(事業の内容) 最終処分委託先を選定する競争入札において、営利企業とNPOが競争して落札することは困難である。非営利事業を実施することが明らかなNPOが受託することを確実にするために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。 提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する難病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>公共調達に適正化について(平成18年)によると、「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とされており、また、留意事項として、「予算決算及び会計令第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること」ともされているところであることから、不発弾の陸上処理をNPO団体に限定させて競争させることは、民間事業者の参画する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>不発弾処理に際しては、適切な実施、安全性の確保等のため、専門的な知識、実務経験等が要求されると考えられるが、競争入札の実施にあたってどのように勘案されているか。また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定される不発弾処理に関する入札の要件を回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>貴省の回答を果たして回答と捉えてよいものか甚だ疑問に感じております。某NPOが貴省の窓口を訪ね営利企業の排除を申し入れたというのであればこのような回答も有り得ますが、卑しくも内閣府提唱の構造改革に則っての申請です。現行の規制、法律等をその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しく幸福をもたらすのであれば従来の構造を改革する。というのが構造改革特区であると理解しております。当事業の構想に対し異議を唱える者は未だ一人も知りません。費用対効果、道徳的見地、その他諸々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>現在、公告中の不発弾等の処分については、一般競争入札を予定しており、その入札の参加資格において、特に、「本件を履行するための技術及び設備等を有すること、または、取得できることを証明した者であること。」としている。具体的には、以下の基本要件を満足しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係法令に基づき、停滞量(爆薬)600kg までの不発弾等を解撤及び廃棄することができる設備を日本国内に有するものとする。 2. 本件にかかわる不発弾等について、引き渡しから処分完了までの間、関係法令に基づき貯蔵できる火薬庫を日本国内に有するものとする。 3. 不発弾の処理(識別、移動、運搬及び廃棄)に関する専門技術及び経験を保有する技術者を有するものとする。 			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>本提案は国民の血税をもって賄われる沖縄の不発弾処理の対価を医療保険制度による救済からもれた患者に還流させようという構想であり、紛れもなく国民の利益と直結し、国民はその利益を享受する権利が有ります。貴省は他に丸投げする事無く主体的に関わるべきです、これまでの回答は既定事項を述べたにすぎず、とても審議がなされたとは言えません、特区提案</p>			

は継続提出します。沖縄の戦後処理の大きな課題の一つである不発弾処理に関しては特区採用の余地が残されるべきで、少なくとも現時点での企業による処理の判断は控えるべきです。そして、これ等の事は広く国民に知られるべきであり、国民の代表による判断を仰ぐべき課題であると捉えます。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

不発弾等の処分に関しては、国の契約についての原則方式である一般競争入札方式としているところであり、これは機会均等の思想と、なるべく広い範囲の競争をすることにより、最も公正な処理を図り、かつ、最も有利な価格を見いだそうとするものである。

なお、契約の履行を確保するために、必要最低限度の基本要件を定めて事業実施計画書の審査においてその履行の確認をしているところであり、「公共調達の適正化について(財務大臣通知(財計2017号18. 8. 25))」の留意事項によると「競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために行うために必要な限度において設定されるものであること。」とされていることから、不発弾等の処分に関して、更に特定非営利活動法人に配慮すること及び公益性の高い事業を行っている又は行おうとする者に配慮することは、調達の公平性・透明性を損なうことになる。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130080	プロジェクト名	奄美自然保護と食文化継承特区
要望事項 (事項名)	・狩猟鳥獣の追加	都道府県名	鹿児島県
		提案事項管理番号	1059010
提案主体名	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項及び同法施行規則第3条
制度の現状	<p>狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法により捕獲する場合については、狩猟免許を所持し捕獲等を行うとする都道府県知事に対し狩猟者登録を行っている者は、鳥獣保護法第9条第1項による捕獲許可を要しないこととされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「奄美大島のノヤギ」を狩猟鳥獣の対象とすることで、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由</p> <p>奄美群島は昭和49年に国定公園として指定を受け、その豊かな自然を現在まで受け継ぎ、平成15年には奄美群島を含む琉球諸島として世界自然遺産の候補地に選定されている。</p> <p>しかしながら、現在、奄美大島には約2,300頭(推定)の野生化した山羊(ノヤギ)がおり、その多くが海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べることから、土砂流出や植生破壊等が引き起こされ、森林内の希少動植物への影響も懸念されています。</p> <p>食害が一因となり道路崩落等が発生した奄美大島南部では、その対策として、平成19年2月に有害鳥獣としての捕獲が実施されている。</p> <p>しかし、今後の被害が懸念される森林部において同制度を活用するには、ノヤギが原因となった被害を示す必要等から、迅速な対応が難しいのが現状である。</p> <p>そこで、希少動植物への食害を未然に防ぎ、また被害箇所の植生回復を図っていくため、奄美大島のノヤギを狩猟鳥獣とし、狩猟期間においては、速やかに捕獲できるよう望むものである。</p> <p>代替措置</p> <p>山羊とノヤギの区別を図り、適正に捕獲するため、適正飼育管理条例を制定する。また、捕獲する際には、住民へ十分な周知を図る。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下にあったか否かを問わず、所有者の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している鳥獣を指している。</p> <p>ヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。</p> <p>狩猟鳥獣の狩猟による捕獲については、個々の狩猟者が行う狩猟鳥獣の捕獲行為について審査等するものではないため、所有者の有無を客観的に確認できないことから、今回の特区提案は適当でないとする。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案者は、ノヤギであるか否かについて分類ができるよう条例を制定する旨表明しているところであり、貴省の回答にある懸念は本提案についてはあたらぬと考える。</p> <p>また、自然環境や生物に対して被害が及んでいる場合に、市町村自らが有害鳥獣捕獲の許可を受けることによって、提案の趣旨が実現できるかどうかについて確認したい。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>今回の特区提案と並行して、提案者の5市町村では「山羊の放し飼い防止等に関する条例」の制定作業を進めている。(制定済自治体も有)</p> <p>この条例において「飼い山羊」と所有者のいない「ノヤギ」を定義し、「飼い山羊」については、放し飼いを禁止するとともに、自己の所有を首輪等により明示することと義務付けている。</p> <p>本条例の適正な執行を図ることにより「飼い山羊」と「ノヤギ」は明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができることから、「ノヤギ」は野生鳥獣に該当するものとする。</p> <p>この侵略的外来種である「ノヤギ」へ狩猟圧をかけることで、生態系への影響拡大を防止できると考えるものである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下にあったか否かを問わず、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している鳥獣を指している。</p> <p>ヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。</p> <p>狩猟においては、個々の狩猟者が野外で所有権のあるヤギか、野生のヤギか瞬時に判断しなければならず、首輪等のないことだけをもって所有者がいない野生のノヤギであると見なし得るのか、と言った点などに疑問があり、ご提案の内容への対応は困難であると考えられる。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>提案者は、条例を制定し、飼い主に対し首輪等により飼い山羊が自己所有に係るものであることを明示するとともに、飼い山羊を飼い主の管理下に置くよう義務づけることとしており、この条例をもって所有者の確定を図ろうとしている。この条例の制定により、山羊自体の所有者を確定できないというのであれば、何が問題であるのか。飼い山羊であるか否かの判断を条例に基づくこととすること自体が問題であるのか、あるいは提案者が提示している条例案では山羊の所有者の有無を適正に判断できないためなのか、明らかにされたい。特に、提案者が提示している条例案に問題がある場合、具体的にどの部分が</p>		
--------	--	--	--

問題なのか、また、どのような条文であれば、条例に基づいて山羊の所有者の有無を判断することができることとなるのか、具体的に回答されたい。

また、本提案を実現するにあたり、山羊の所有者の確定以外にも問題点があるのであれば、併せてご教示願いたい。

提案主体からの再意見

「山羊の放し飼い防止等に関する条例」は、ノヤギへの対策を進めていく上で問題となった山羊の所有権を明確にする目的も有している。

この条例では、「小屋、柵等で囲まれた場所で飼養しなければならない」「飼い主の管理下を離れた放し飼いを行ってはならない」「逃走防止の措置を講じなければならない」と定めている。

貴省が懸念する「首輪等のないことをもって、所有者がいない野生のノヤギであると見なし得るのか」という点については、条例の適正な執行により、本地域の山野等にいる山羊は所有者のいない野生鳥獣に該当すると言えることから、杞憂であると考えます。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

ヤギについては山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。

「奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例」はあくまでも家畜である山羊の飼養及び管理等について規定する条例であり、ヤギを山野等で放し飼いにすることを規制している条例であると理解している。

条例第 8 条において勧告に従わなかった者が所有するヤギについてノヤギ(無主物のヤギ)とすることができる旨が規定されているが、民法等の法令上適法に取得された所有権を条例で一方的に消滅させることが可能なのか法律的に疑問がある。(地方自治法第 14 条第 1 項との整合性など)

当該規定により、民法等の法令で規定されている所有権を条例で一方的に消滅させることが可能なのか、法律的な裏付けのある見解を提示して頂きたい。また、個々の狩猟者が野外において、捕獲しようとするヤギが勧告のなされたヤギであるか否かを確実に判別できる方法を明らかにされたい。

狩猟鳥獣の指定等については、対象となる鳥獣の生息状況の他、狩猟の対象として資源的価値・利用の持続性、農林水産業等に係る被害の実態及び狩猟による捕獲等による効果等の検証が必要であり、現状ではノヤギは必ずしも狩猟鳥獣として適しているとはいえない。さらに、手続きの上でも、上記の検証が適切に行われるよう、審議会答申等の所定の法定手続きを踏む必要があるため、慎重な対応を求められるところである。

なお、ノヤギによる森林被害防止の目的も含め、生態系等の被害の防止のためにノヤギの捕獲等を行う場合、捕獲の対象となる個々のノヤギの所有権を適切に判断して明らかにした上で、鳥獣保護法第 9 条第 1 項に基づく捕獲許可を受けることで捕獲等を行うべきであると考えます。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	カラスの卵等の捕獲に係る手続の簡略化	都道府県名	埼玉県
		提案事項管理番号	1082070
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
制度の現状	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用とする者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。

求める措置の具体的内容	間接的に人に被害を及ぼす恐れがあるカラスの卵、雛の捕獲を、書面による申請・許可制から、事前連絡等一定の条件下においては口頭による捕獲を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>カラスが人を威嚇攻撃するのは、主に子育て中の短期間である。一方、書面によって申請後許可を受けて行う捕獲では、事務手続に一定期間を要し、被害を最小限にとどめることができないのが現状である。このため、草加市では、第11次の提案において事前の許可を必要とせず、事後報告によるカラスの卵等の捕獲を可能とする制度の創設を希望したが、事後の報告では過大な捕獲や適正な捕獲手段によるものを審査できないとの理由によって実現していない。</p> <p>そこで、特区認定市区町村においては、カラスの卵等の捕獲を希望する市民等から電話等で連絡があった場合に、捕獲による方法であってもやむを得ないと判断された時には、不適切な捕獲方法とならないよう指示することにより、捕獲することができることとする。</p> <p>なお、捕獲した場合には、後日その報告を求めることとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣(雛及び卵を含む)の捕獲等を禁止しているところであるが、法第9条により、生活環境等へ被害を及ぼしている又はこれまでの被害実績等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可能としている。</p> <p>法第9条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合している場合にのみ許可されるものであり、許可権限者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあつては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっているかについても審査する必要がある。</p> <p>電話等による連絡では、捕獲する鳥獣(カラス)が実際に被害を生じさせているか又は被害を生じさせるおそれがあるか、さらに適正な捕獲手段であるか否かの客観的な確認ができないため、鳥獣の適切な保護管理を推進する上で適当でないと考ええる。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>貴省の回答にある「客観的な確認」が何を意味するのか不明であるが、書面で求めているものと同じ内容について事前に電話で確認ができ、かつ提案者の意見にあるように、自治体職員が事前に現場を確認することなどにより、許可に必要な情報と同等のものが得られると考える。よって、右の提案主体からの意見も踏まえ、条件付で緩和を認め、本提案を実現することができないかについて、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>カラスの被害は主に子育て中の親ガラスが人を威嚇攻撃する行為であり、被害を最小限にとどめるためには巣を迅速に撤去する必要があるが、現状の事前許可制では、迅速な対応が取れないのが現状である。</p> <p>このため、確認による捕獲を認めていただきたく提案を行ったものであるが、貴省の回答では電話等の確認では不十分とのことであった。</p> <p>そこで、その対策として、職員が現場に行き、カラスの被害と適正な捕獲手段を確認した場合、捕獲できることとしたい。なお、正式に捕獲した場合は後日報告を受けることとし、確認事項と合わせ記録を残すものとする。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>法第9条に基づく鳥獣の捕獲等にあつては、捕獲しようとする者は、捕獲しようとする目的、鳥獣の種類、数量等法令に定められた事項についてあらかじめ申請を行い、適正な審査を受けた上で、許可された内容以外の捕獲行為は行うことはできない。</p> <p>鳥獣保護法においては、違法な捕獲行為を行った者に対しては懲役を含む重い罰則規定も設けられているところであるため、申請及び許可した内容等を書面等により客観的に確認できることが不可欠である。</p> <p>捕獲の事前及び事後に、許可された内容を書面等によって客観的に確認することができない口頭による指導や捕獲後の報告のみでは、適切な許認可事務を行うことはできないと考える。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>
--

提案主体からの再意見

貴省の回答は、鳥獣保護法第9条1項の捕獲の許可について、本市の提案では適切な許認可事務を行えないとの判断であるが、本市が求めていることは第9条1項の捕獲の許可の特例として、事前の許可を有しないカラスの雛、卵に限った捕獲であり、言い換えると第9条1項を適用しない捕獲である。

第9条1項の捕獲の許可による事前の申請では、カラス被害への適切な対応が難しいことから、提案を行っていることをご理解いただきたい。カラス被害を最小限に留められるように、現行の法解釈に留まることなく、法の特例措置を認めていただければ前向きな検討をお願いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

法第9条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合している場合のみ許可されるものであり、許可権限者は、申請内容が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあつては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっているかについても審査する必要がある、予め捕獲許可申請を行うこととしているところであり、ご要望事項は適当でないとする。

なお、別紙資料で指摘されている事項については、下記の通りであり、捕獲許可での対応が困難な理由とはならないと考える。

- ①捕獲にあつては、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地や作物のある土地において地権者等の同意を必要としているところであるが、地権者等が捕獲許可申請を行う必要はない。
- ②被害を受けている者若しくは被害を受けている者から依頼された者が捕獲許可申請を行うことは可能であり、また、個人による申請も可能である。
- ③業者その他の団体に対する捕獲許可が個人による捕獲許可申請を妨げるものではない。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	はこわな特区	都道府県名	その他
		提案事項管理番号	1126010
提案主体名	A市		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項
制度の現状	<p>狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法以外の猟法により捕獲する場合については、鳥獣保護法第11条第1項第2号イの規定に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の捕獲許可を要しないこととしている。</p> <p>囲いわなは、鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号の規定により、法定猟法から除外されているところである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農業従事者に対し、自ら所有する農林地内において、有害鳥獣捕獲を狩猟期の「囲いわな」だけでなく、通年の「囲いわな」と「はこわな」が実施できるようにする。</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(現状)</p> <p>野生鳥獣を保護し、自然環境を保全していくことは極めて大切なことであるが、一方農林業の振興を図る観点から野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。しかし狩猟者の減少、高齢化や地域の過疎化(森林に人の手が入らなくなり、人と野生鳥獣の境界が崩れてきた。)などの影響により有害鳥獣の駆除が追いつかず、農林業被害が拡大している。そこで、農業・林業従事者が、事業に対する被害を防止する目的で「囲いわな」を設置できる「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項但書き」を拡充し、「はこわな」の設置を可能とすることが今回の提案である。なぜなら、イノシシ等は1m以上ジャンプすることができ、「囲いわな」を設置しても、逃げ出してしまうからである。</p> <p>(現況の対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 有害捕獲許可を受けた猟友会による駆除 電気柵等の被害防止柵 農業従事者による狩猟期における「囲いわな」 <p>(現況の問題点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 狩猟者の減少 狩猟者の高齢化 囲いわなからのイノシシ等の逃走 <p>(代替措置)</p> <p>「はこわな」による事故・違反を防ぐため、狩猟免許保持者がその集落にいないこと。 狩猟免許保持者による狩猟期前のわな設置講習を行う。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>囲いわなは、上面を除く周囲の全部又は一部を杭や柵等により囲い込むものをさしており、箱わなは、これに加えて上面は屋根形状のもので覆われている。</p> <p>囲いわなについては、クマの錯誤捕獲があった場合や人が誤って囲いわなに進入した場合でも、上面から脱出することが可能であるため、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、法定猟具から除外している。</p> <p>一方、箱わなについては、人が誤ってわなに進入した場合に脱出ができなくなるおそれが高いため、狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していない者による捕獲行為は極めて危険であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答にある「人が誤ってわなに侵入する」ことは現実的には考えにくく、また、仮にそのような場合でも人間であれば用意に脱出が可能な仕掛けにしておくなどすれば、問題はないのではないか。</p> <p>提案者の地域においては、狩猟者の減少や高齢化が著しく、適正な鳥獣の保護管理に支障が出ているため、例えばそのような地域に限り、まさに構造改革特区において特例を設けることができないか再度検討されたい。また、措置が不可能である場合でも、同様の問題を抱える地域に対して、何らかの対策が必要であるとは考えていないか、貴省の意見を伺いたい。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>はこなわの設置により鳥獣による被害の防止に役立つため、再度検討をお願いしたい。</p> <p>御指摘のあった人が誤ってわなに侵入した場合など安全性について、下記の点で回避できると思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①狩猟免許保持者による設置講習によりはこなわの危険性の周知徹底 ②標識の設置や注意標識の設置 ③事故防止等のための頻繁に見回りの義務付け 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>人がわなに閉じこめられる事故は実際に発生しており、人や捕獲を意図しない鳥獣が誤って箱わなに侵入する可能性はあり得る。その際、箱わなからの脱出は困難であり、場合によっては極めて危険な状態となる可能性がある。</p> <p>鳥獣保護法においては、鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲行為等に伴う危険の防止等を確保するために、捕獲許可制度及び狩猟に関わる制度等の必要な制度を整備しているところである。</p> <p>狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していない者が、捕獲許可や狩猟に関わる制度に基づかないで行う捕獲行為は極めて危険であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
<p>きちんとした知識や技術を有しない人間がわな等を使用することが危険であるのは理解するが、たとえば、都道府県や市町村(許可権者)の許可を得ることにより、提案者の要望する「通年のはこなわによる有害鳥獣捕獲」が運用上実現できると解してよいか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>

提案主体からの再意見

免許保持者による講習の実施や申請時の補足説明などによって、危険防止を図ることができる。狩猟ではない有害鳥獣捕獲については、当市(有害鳥獣捕獲の許可権者)の判断において、許可をすることが可能か確認したい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

鳥獣保護法においては、鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲行為等に伴う危険の防止等を確保するために、捕獲許可制度及び狩猟に関わる制度等の必要な制度を整備しているところである。

狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していることを担保するためには、免許保持者による講習の実施や申請時の補足説明では不十分であり、狩猟免許試験で狩猟者の知識を判定することが必要である。

はこわなを使用する有害鳥獣捕獲の場合、はこわなによる危険の予防を図る観点から、原則としてわな猟免許所持者を対象者としている。

今回の提案は、鳥獣による農林業被害の軽減又は防止を目的とするものであり、既存の認定事業である1303特区「有害鳥獣における狩猟免許を有しない従事者容認事業」(従事者の中に狩猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性などが確保されていると認められる場合として、特区認定区域内で有害鳥獣捕獲を行うときは特例的に従事者の中に狩猟免許を所持していない者を含むことを認める事業)での対応が可能であり、検討願いたい。

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	カモシカ特区	都道府県名	その他
		提案事項管理番号	1126020
提案主体名	A市		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 環境省
根拠法令等	文化財保護法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
制度の現状	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用とする者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。

求める措置の具体的内容	忌避剤と防護柵が設置されているいないに関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(現状)</p> <p>カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、食害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。</p> <p>(現状の対策)</p> <p>忌避剤塗布 防護柵 個体数調整</p> <p>(現況の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 ・被害拡大による林業経営意欲の低下 <p>(代替措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カモシカの食害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>カモシカの捕獲については、文化財保護法における現状変更許可が必要となるとともに、鳥獣保護法の捕獲許可が必要となっている。</p> <p>鳥獣保護法においては、現行法においても、忌避剤と防護柵が設置されているかいないかに関わらず、法第 9 条に基づく捕獲許可を受ければ、カモシカの個体数調整の目的の捕獲及び有害鳥獣捕獲は可能であるため、ご指摘の鳥獣保護法における特区の設定は必要ないとする。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	洋弓銃による有害鳥獣管理捕獲の免除	都道府県名	山梨県
		提案事項管理番号	1121010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(39条)
制度の現状	<p>鳥獣の捕獲許可にあつては、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれがあるときは捕獲許可はなされないこととされている。</p> <p>また、対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めて捕獲等をするを禁止できることとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>殺傷能力の高い洋弓銃(ボウガン)による狩猟を正式に許可する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>有害鳥獣による農作物被害は、近年後を絶たない。これに対し、各市町村では猟友会に依頼し管理捕獲を行っているが、有害鳥獣は近年大幅に増加し、農作物への被害も増す一方である。有害鳥獣自体も町の資源と位置付け、共存・活用していくことが望まれている。しかし、散弾銃による鳥獣捕獲であると、捕獲した鳥獣(特に鹿)の皮を使うことが出来なくなってしまう。山梨県は、鹿皮を使った「甲州印伝」が特産品になつており、鹿皮の需要は高い。皮をできるだけ傷つけることなく捕獲するためには、洋弓銃(ボウガン)による鳥獣捕獲が効果的である。</p> <p>洋弓銃は、海外(特にアメリカ)ではライフルと変わらない殺傷能力を有するものが販売されており、日本においても正式に狩猟免許を与え、規制をかける必要があると考える。そのためには、2種以上の狩猟免許を有する者が扱える道具に洋弓銃を追加し、市町村が委託する管理捕獲に利用できる環境整備を整え、洋弓銃の使用を正式に管理するべきである。</p> <p>このような制度面での環境整備をすることで、地域における有害鳥獣の活用を促進するための提案である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>狩猟免許は、鳥獣保護法第 39 条に基づき「網猟免許」、「わな猟免許」、「第 1 種銃猟免許」、「第 2 種銃猟免許」と定めるところ。</p> <p>弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上著しい支障があることから、鳥獣保護法第 12 条第 1 項第 3 号に基づき禁止猟法としている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答によると、「命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上著しい支障がある」ということであるが、致死させることなく取り逃がすことの問題点は何か。また、鳥獣保護上の著しい支障とは具体的に何か、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>海外で狩猟に使われている洋弓銃は、ライフルと変わらない殺傷能力を持っている。このような威力のあるものも、インターネット等で購入することが可能である。洋弓銃の適正な管理のためにも、猟洋弓銃免許を創設し、狩猟用に認めるべきであると考え、再度ご検討いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>鳥獣保護法においては、狩猟に伴う危険の予防等狩猟の適正化のため、鳥獣保護法第 2 節に狩猟免許制度を定めているところ。</p> <p>洋弓銃の殺傷能力等の性能や安全性等にかかる知見については十分確認されておらず、弓矢については、銃刀法のような、その所持、使用及び管理等における危害予防上必要な規制についての法制度はないため、御指摘の提案は、弓矢の適正な所持・管理等による人の生命財産の安全の確保及び狩猟に伴う危険の防止等の観点から適当でない考える。</p> <p>なお、弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、いたずらに負傷鳥獣を増やすとともに、手負い個体が暴れることによる人への危害のおそれがあるなど、鳥獣の保護の観点及び地域住民の安全の観点から著しい支障があると考えている。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

13 環境省 特区第12次 最終回答

管理コード	130130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	夜間の有害鳥獣管理捕獲の許可	都道府県名	山梨県
		提案事項管理番号	1121020
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	環境省
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(38条)
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>夜間の有害鳥獣管理捕獲(狩猟)に制限をかけることで認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>銃器を利用した狩猟については、その危険性から日出前および日没後には認められていない。しかし、有害鳥獣の捕獲を目的にした場合、有害鳥獣の活動は夜間に多く、夜間狩猟が求められた場合、その効果は大きな成果を生み出すこととなる。とはいえ、夜間に山の中に入るのは大きな危険があるため、認めることは難しいであろう。このため、有害鳥獣保護の観点から、狩猟区域の入り口で待ち伏せする形での狩猟については認めていただきたい。有害鳥獣を追いかけて捕獲するのではなく、農作物の保護を目的とするものである。</p> <p>危険を回避するために、許可に当たっては、現在流通しているナイトスコープを利用しなければいけないことを義務付けることとする。現在流通しているナイトスコープは、夜間とはいえ昼間と同等レベルの視界が確保されるものである。また、近隣への騒音の観点から、同時に提案している洋弓銃を認めていただき、これと併用することで担保される。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持するため、日の出前及び日没後の銃猟においては、鳥獣保護法第 38 条に基づき禁止されている。また、ナイトスコープの有無にかかわらず、視野の十分な確保が取れないなど猟場の安全確認が十分できない夜間において銃猟は極めて危険な行為であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>夜間の狩猟については、危険防止のためにも禁止されていることは理解するところである。今回の提案は、有害鳥獣の駆除のための洋弓銃を使った狩猟である。有害鳥獣は農作物に被害を起すため、夜間の活動が多い。これらのことを考えると、狩猟区域の入り口で待ち伏せすることが、有害鳥獣駆除には最も効果的であると考えている。</p> <p>林野の中では無く、障害物の少ない場所で待ち伏せし、ナイトスコープを利用することで、十分な視野は確保できると考えている。</p> <p>一般的な狩猟では無く、有害鳥獣駆除の観点から、安全な区域を限定しての夜間の洋弓銃による狩猟について再度ご検討いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持する観点から、林野の内外に関わらず猟場における安全の確認は猟場全体を視認等により十分確認する必要がある。</p> <p>夜間は、猟場全体の状況が十分に確認できない上、視界が限定されるナイトスコープを用いた夜間の弓矢を用いた猟法は、銃猟同様極めて危険な行為と考えられ、この点は障害物が少ないからといって解消されるものではない。</p> <p>御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し